

# 第1部 総則

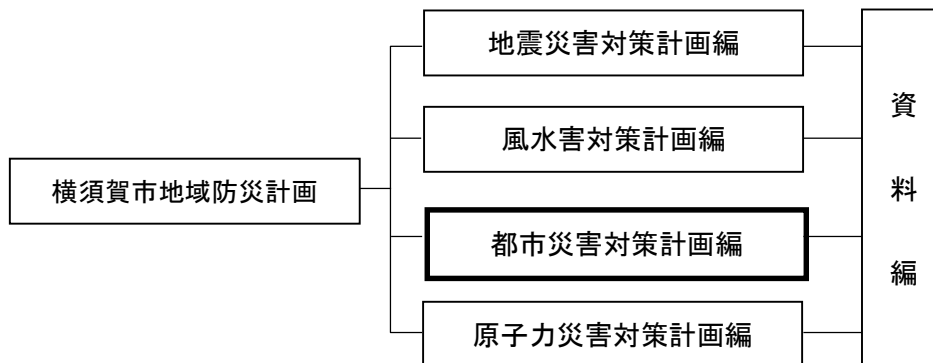
## 第1章 計画の方針

### 第1節 計画の構成

#### 1 横須賀市地域防災計画の全体構成

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横須賀市防災会議が策定する計画であり、災害の種類に応じて「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「都市災害対策計画」、「原子力災害対策計画」に区分し、4編で構成している。

また、各編に必要な資料を「資料編」として編集している。



#### 2 計画の修正

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

#### 3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

横須賀市地域防災計画は、神奈川県地域防災計画、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画との整合性、関連性を有する。

### 第2節 横須賀市地域防災計画「都市災害対策計画編」の方針

#### 1 計画の目的

横須賀市地域防災計画「都市災害対策計画編」（以下、本計画）は、本市、指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「安全で安心して暮らせる社会の実現」を目的とする。

## 2 計画の構成・内容

本計画は、都市災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、各部局の業務に応じた活動細部計画及び関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本体系となる構成になっている。

なお、本計画に定めのない事項は、災害の規模、種別に応じて「地震災害対策計画編」及び「風水害対策計画編」、「原子力災害対策計画編」の計画事項を準用する。

また、原子力災害対策特別措置法の適用を受ける災害及び米国原子力艦船に起因する災害については原子力災害対策計画編により、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域（以下、特別防災区域）に係る災害については神奈川県石油コンビナート等防災計画により対応する。

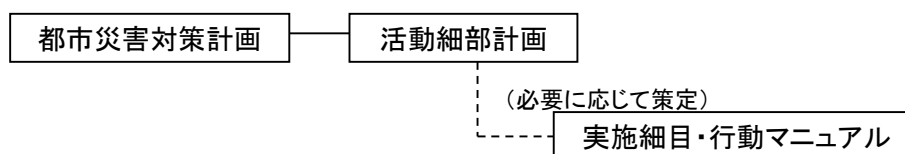
本計画の構成及び主な内容は次のとおり。

構 成	主 な 内 容
第1部 総 則	本市において発生が懸念される都市災害の想定、本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱等
第2部 災害予防計 画	都市災害に共通する、被害を未然に防止又は最小限に止めるために、本市、防災関係機関、市民、事業者等が行うべき措置など
第3部 災害応急対策計画	都市災害に共通する、災害の発生から応急対策の終了に至るまでの間における、災害応急対策にかかわる体制・措置など
第4部 災害種別対策計画	災害種別に応じた災害予防、災害応急対策及び復旧・復興など
第5部 災害復旧・復興計画	市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業など

## 3 活動細部計画

各部局は、本計画に基づく対策の実施に関し、活動細部計画を策定する。

なお、活動細部計画は随時検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。



## 4 計画の習熟

各部局及び防災関係機関等は、日頃から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画及びこれに関連する他の細部計画等の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

## 第2章 災害の想定

### 第1節 想定災害

#### 1 想定する災害

本計画が対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1号及び同施行令第1条で定める災害のうち、大規模な火災もしくは爆発及びその他の大規模な事故等による災害であって、かつ、死傷者の発生などの人的被害や施設の損壊などの物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与える災害とする。

#### 2 想定災害の種別

本計画において、災害応急対策を実施するために想定する都市災害の種別（概要）は以下のとおり。（詳細は、本計画第4部 災害種別対策計画の各章に記載。）

なお、本計画にない災害種別であって、その態様が都市災害に類する災害についても、本計画の規定を準用して対応するものとする。

項目	概要
海上災害	油等の危険物の流出及び火災・爆発等を伴う船舶等の事故
鉄道災害	多数の人的被害、施設の損壊などの物的被害や危険物の流出等を伴う鉄道事故
道路災害	自動車専用道路における多数の人的被害や危険物の流出等を伴う大規模な事故
危険物等災害	危険物（消防法第2条）、高圧ガス及び液化石油ガス（高圧ガス保安法第2条）、毒劇物（毒物及び劇物取締法第2条）、火薬類（火薬類取締法第2条）を取扱う施設における災害及びこれらの物質を輸送中の災害
放射性物質等災害	放射性物質等を取扱う施設等における災害及び放射性物質等を輸送中の災害
大規模火災	大規模な延焼火災、高層建築物火災、大規模建築物火災、林野火災等

### 第3章 本市及び防災関係機関等の業務大綱

#### 第1節 本市が行うべき業務の大綱

横 須 賀 市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 横須賀市防災会議の事務</li> <li>2 防災組織体制の整備</li> <li>3 防災に関する調査研究、教育及び訓練</li> <li>4 防災に必要な物資及び資機材の備蓄並びに整備</li> <li>5 消防活動、その他の応急措置</li> <li>6 情報の収集・伝達及び広報</li> <li>7 避難対策</li> <li>8 被災者に対する救助及び救護の実施</li> <li>9 保健衛生対策</li> <li>10 文教対策</li> <li>11 被害調査</li> <li>12 復旧対策</li> <li>13 その他の災害応急対策</li> <li>14 その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置</li> </ol>
---------	--

#### 第2節 防災関係機関等の業務の大綱

##### 1 防災関係機関等の処理すべき事項

指定地方行政機関、 指定公共機関及び 指定地方公共機関	それぞれの業務に応じた防災上必要な活動
神 奈 川 県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災組織の整備</li> <li>2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</li> <li>3 防災知識の普及及び教育</li> <li>4 防災訓練の実施</li> <li>5 防災施設の整備</li> <li>6 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備</li> <li>7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li>8 緊急輸送の確保</li> <li>9 交通規制、その他の社会秩序の維持</li> <li>10 保健衛生</li> <li>11 文教対策</li> <li>12 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援</li> <li>13 災害救助法に基づく被災者の救助</li> <li>14 被災施設の復旧</li> <li>15 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置</li> </ol>

自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人命救助</li> <li>2 応急救助</li> <li>3 復旧作業等</li> </ol>
神奈川県警	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会秩序の維持等</li> <li>2 交通規制</li> </ol>
消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火活動</li> <li>2 救助活動及び応急救護活動</li> <li>3 地域住民の避難誘導の実施</li> </ol>
農業協同組合 漁業協同組合 商工会議所等の 商工業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市が行う被害の調査及び応急対策への協力</li> <li>2 被災団体員に対する融資のあっ旋等</li> </ol>
横須賀市医師会 横須賀市歯科医師会 横須賀市薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 傷病者に対する診察、治療、調剤、応急処置、保健・服薬指導</li> <li>2 病院又は診療所への転送の手配</li> <li>3 死亡の確認及び死体の検案</li> <li>4 医薬品等の優先供給</li> <li>5 医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け及び管理</li> <li>6 その他必要と判断した処置等</li> </ol>

## 2 各施設の管理者が防災に関して処理すべき事項

各施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛消防組織の整備</li> <li>2 施設の自主検査と安全管理</li> <li>3 防災施設の整備及び点検の実施</li> <li>4 従業員に対する防災知識の普及と防災に関する教育・訓練の実施</li> <li>5 施設利用者の安全確保</li> <li>6 情報の収集及び伝達</li> <li>7 応急救護</li> </ol>
---------	---